○海上保安庁告示第六号

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示

（船舶気象通報規程の一部改正）

第一条　船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電話等による気象通報） **第二条**　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスはhttps://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html とする。	（電話等による気象通報） **第二条**　気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目並びに電話及びインターネット・ホームページによる気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレスは、別表のとおりとし、電子メールによる気象通報に使用するインターネット・ホームページアドレスは https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html 及び https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html とする。
別表（第二条、第三条関係）	別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
濤波岐埼灯台 （風向、風速）	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/domikisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
龍飛埼灯台 （風向、風速）	017―721―1846（青森海上保安部） 017―731―2177（青森海上保安部） 0138―44―1177（函館海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/aomori/tappisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
神威岬灯台 （風向、風速、気圧）	0134―23―1177（第一管区海上保安本部） 0134―23―5577（第一管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/otaru/kamuimisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
金華山灯台 （風向、風速）	022―363―9177（第二管区海上保安本部） 0178―32―2177（八戸海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/miyagi/kinkasan_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
龍飛埼灯台 （風向、風速、波高）	017―721―1846（青森海上保安部） 017―731―2177（青森海上保安部） 0138―44―1177（函館海上保安部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/aomori/tappisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）
神威岬灯台 （風向、風速、気圧、波高）	0134―23―1177（第一管区海上保安本部） 0134―23―5577（第一管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/otaru/kamuimisaki_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）